

序章 策定に関する基本方針

1. 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、1992（平成4）年の都市計画法の改正によって新たに設けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）であり、全ての都市計画区域においては、都市計画マスタープランを策定することが義務づけられています。

この計画では、総合計画や都市計画区域マスタープランに即して、長期的視点から稲敷市の概ね20年後の将来像や稲敷市の都市計画の方針を定めます。

市町村の長期的な計画としては、総合計画があり、総合計画が市の行政運営全般の分野を対象とするのに対し、都市計画マスタープランでは将来像、土地利用、道路、公園、下水道などの都市計画や都市整備を中心として、まちづくりに関わる分野を対象とします。

2. 計画策定の背景と必要性

「稲敷市都市計画マスタープラン」（2010(平成22)年3月)策定から14年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行、市全域の過疎地域への指定、首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏央道」という。)の本市区間の開通や、付随するインターチェンジの設置など、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

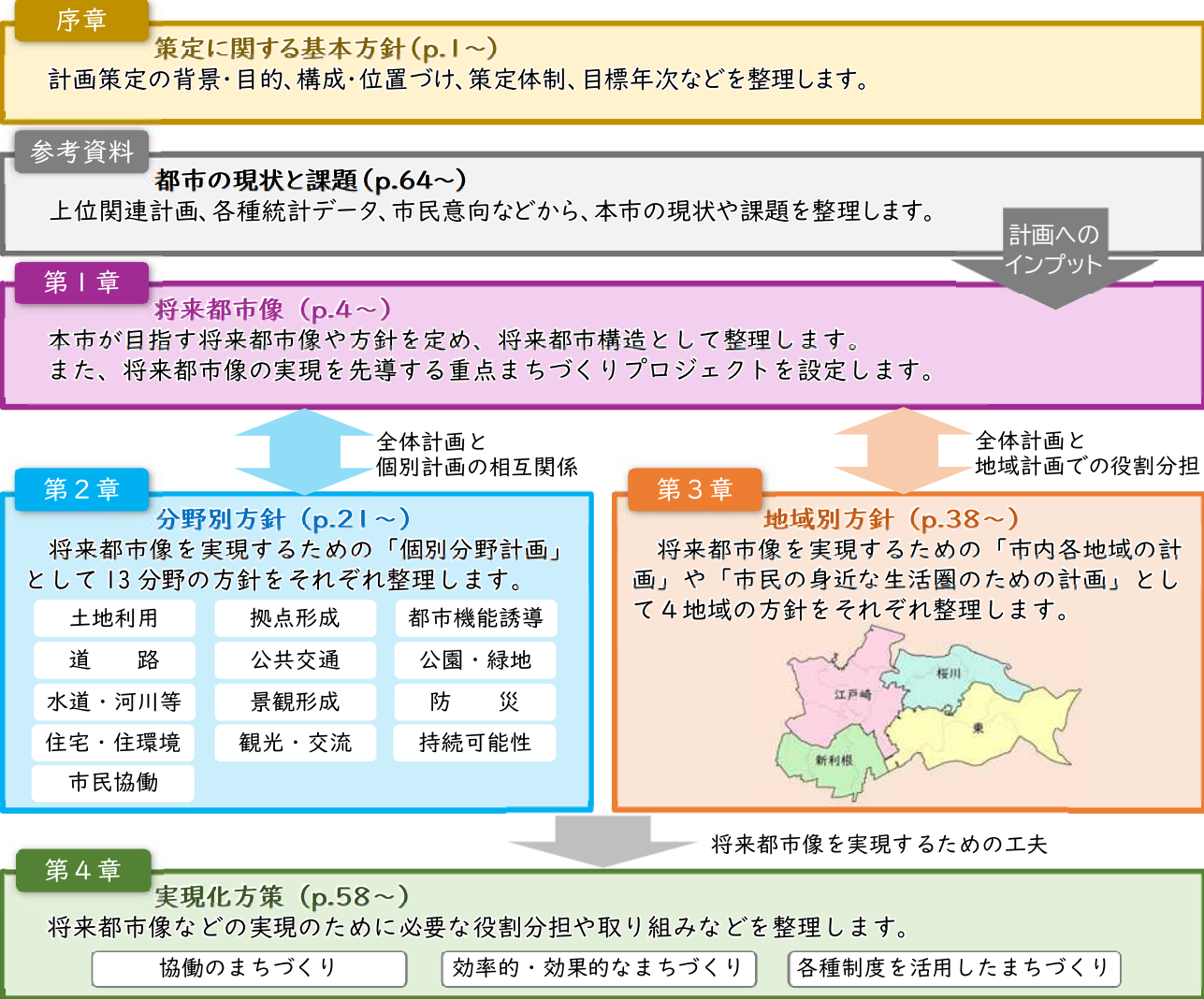
そのような中、2024(令和6)年3月に策定された本市の最上位計画である「第3次稲敷市総合計画」においては、生活圏の多くが市外の周辺都市と結びついていることを踏まえ、4地域(江戸崎地域・新利根地域・桜川地域・東地域)それぞれで地域資源や特性を踏まえた地域づくりの推進及びそれぞれの地域が補完し合うような連携・ネットワークの構築を図ることで将来像の実現を目指す方針を定めました。

これらを背景として、現在の都市計画マスタープランを見直し、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、土地利用や都市施設整備等について検討を行い、より実効性のあるまちづくり計画として改定を行います。

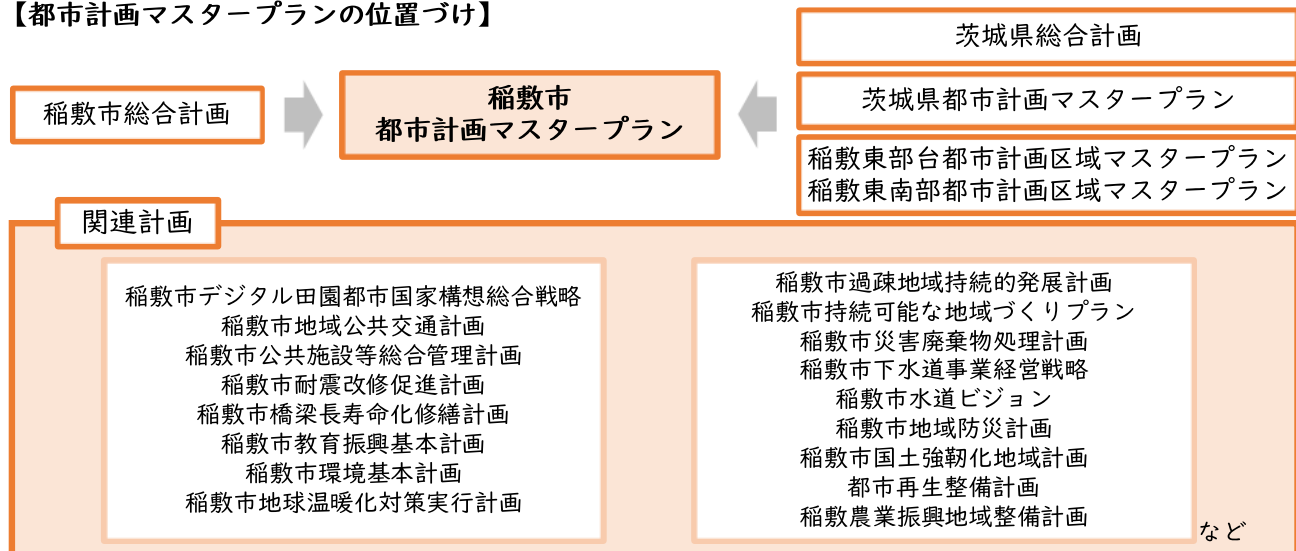
3. 計画の構成及び位置づけ

市の現状や広域的な位置づけ、まちづくりの課題を踏まえて将来像を設定し、それを実現するための具体的な都市計画(分野別方針)や実現方策を示します。併せて市民にとって身近な地域ごとの現況を踏まえた地域別方針を示します。

【都市計画マスタープランの構成】

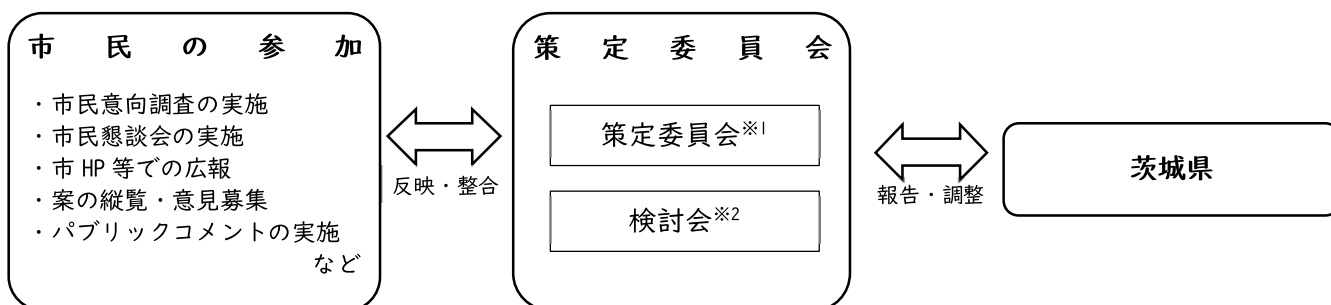


【都市計画マスタープランの位置づけ】



4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の策定組織を設置し、計画内容の検討を進めます。また、市民意向を踏まえるため、既存のまちづくりに関連する各種意向調査や市民懇談会、パブリックコメント等を実施し、計画内容へ反映します。



※1 策定委員会：市民や各種団体代表、学識経験者、議会代表、行政代表、都市計画審議会の委員などで構成し、市民や庁内の意見調整、全体の整合、原案の検討・決定を行う

※2 検討会：庁内関係課職員で構成し、策定委員会で協議する素案などの調査・検討、庁内関係部課との調整を行う

5. 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点から概ね 20 年後を目標時期として将来像を定めることとされています。本計画では、国勢調査等の統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点から、目標年次を 2045(令和 27)年と設定します。ただし、今後の社会情勢の変化や、上位・関連計画の見直し等の動向を踏まえ、5 年毎の定期見直しを基本として、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとしします。

【計画期間】

2026(令和 8)年度 ~ 2045(令和 27)年度

